

日本フードツーリズム学会 研究発表会 発表応募規程

1. 本規程は、研究発表会における発表応募に関する諸事項を定める。
2. 本学会の正会員および学生会員のみが研究発表会への応募を行うことができる。
3. 非会員が応募を行う場合、応募時点あるいはそれ以前に入会申込書を学会事務局に提出することにより、研究発表会への応募を行うことができる。
4. 複数名で研究発表を行う場合、筆頭発表者は必ず正会員もしくは学生会員でなくてはならない。
5. 研究発表を行った者は、年報『フードツーリズム研究』に必ず投稿しなければならない。なお、投稿しなかった場合、次年度の研究発表会に応募することができない。
6. 複数名で研究発表を行った場合、発表時の発表者と年報の執筆者は同一でなければならない。
7. 年報『フードツーリズム研究』あるいは他の学会誌などに掲載済みの内容をもって、応募はできない。
8. 応募時点に当該年度の学会費を完納していなければならない。ただし、3に該当する非会員については適用しない。
9. 研究発表会の応募に関して、本規程に定められていない事項については、理事会において決定する。
10. 本規程の改廃は、理事会の決議による。
11. 本規程は、令和元年11月8日から施行する。